

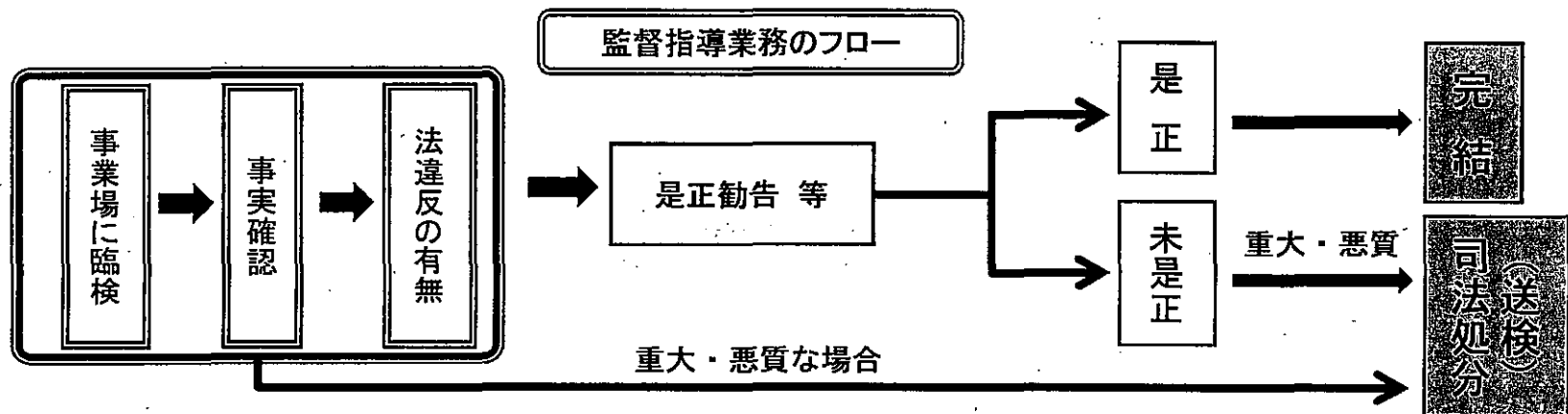
# 労働基準監督の仕組み

## 役割

- 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法などの労働基準関係法令は、憲法第27条第2項に基づき労働条件の最低基準を定めるもので、当事者の意思にかかわらず適用される。
- しかしながら、法令違反があった場合に、労使間の交渉や民事裁判による紛争解決だけでは長時間を要する等、権利救済の観点からは不十分。
- このため、更に罰則を設け、これを背景として、行政指導（監督指導）により違反行為の発生を未然に防止し、かつ、早急に是正させ、労働者の権利救済を図るための機能を持つ、労働基準監督官制度を設けている。

## 仕組み

- 労働基準関係法令の履行確保は、労働基準監督官（司法警察官の職務を行う。）により行われる。
- 労働基準監督官は、監督指導によって、使用者に法違反の是正を促し労働者の労働条件の確保を図ることを基本的使命としつつ、是正が図られない場合等、重大又は悪質な場合には司法処分（送検）を行う。
  - ・ 監督指導 : 法令上問題のあるおそれのある事業場に対し行う (平成20年: 159,090件)
  - ・ 司法処分 : 事案の内容が重大又は悪質な場合に行う (平成20年: 1,227件)



## 平成20年 臨検監督等実施状況

定期監督等	115, 993件
-------	-----------

※定期監督等とは、毎月一定の計画に基づいて実施する監督のほか、重篤な労働災害又は火災・爆発等の事故について、発生直後にその原因究明及び同種災害の再発防止等のために行う監督が含まれている。

申告監督	33, 238件
------	----------

※申告監督とは、労働者等からの申告に基づいて行う監督である。

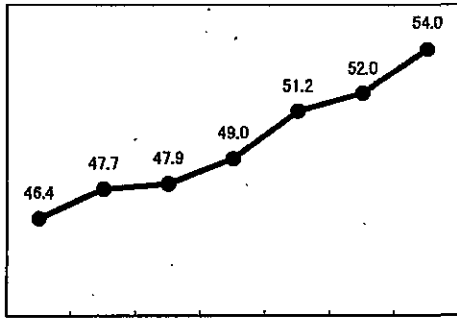
再監督	9, 859件
-----	---------

※再監督とは、定期監督、申告監督の際に法違反を指摘した事業場のうち、違反の内容等を勸案して、法違反の是正の有無を実地に確認する必要がある場合に行う監督である。

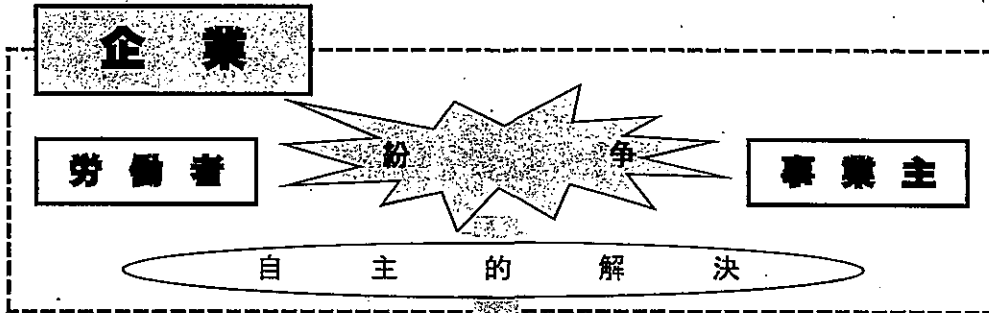
司法処分(送検)	1, 227件
----------	---------

# 個別労働紛争解決促進法の仕組み及び運用状況

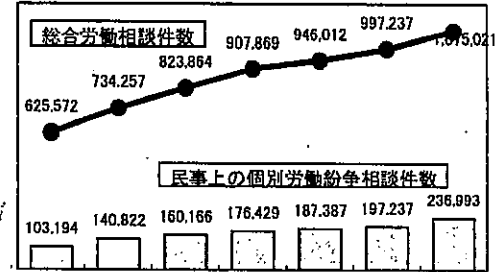
民事上の個別労働紛争相談件数のうち正社員以外の相談者の割合



14年度 15年度 16年度 17年度 18年度 19年度 20年度



相談件数の推移



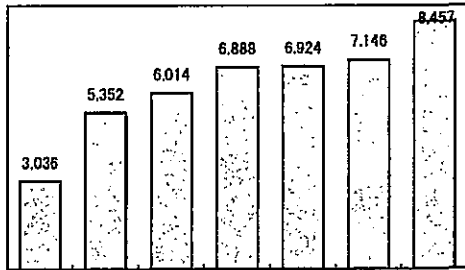
14年度 15年度 16年度 17年度 18年度 19年度 20年度

民事上の個別労働紛争相談の内訳(平成20年度)

- |            |       |
|------------|-------|
| ① 解雇       | 25.0% |
| ② 労働条件の引下げ | 13.1% |
| ③ いじめ・嫌がらせ | 12.0% |
| ④ 退職勧奨     | 8.4%  |
| ⑤ 雇止め      | 4.8%  |
| ⑥ 出向・配置転換  | 3.5%  |
| ⑦ 雇用管理等    | 1.5%  |
| ⑧ 募集・採用    | 1.3%  |
| ⑨ 採用内定取消   | 0.7%  |
| ⑩ 育児・介護休業  | 0.7%  |

3

あっせん申請受理件数の推移



14年度 15年度 16年度 17年度 18年度 19年度 20年度

あっせん申請内容の内訳(平成20年度)

- |            |       |
|------------|-------|
| ① 解雇       | 39.6% |
| ② いじめ・嫌がらせ | 15.2% |
| ③ 労働条件の引下げ | 8.5%  |
| ④ 退職勧奨     | 6.9%  |
| ⑤ 雇止め      | 6.0%  |
| ⑥ 出向・配置転換  | 3.2%  |
| ⑦ 採用内定取消   | 2.7%  |
| ⑧ 雇用管理等    | 0.9%  |

都道府県労働局

総合労働相談コーナー  
労働問題に関する相談、情報提供のワンストップサービス

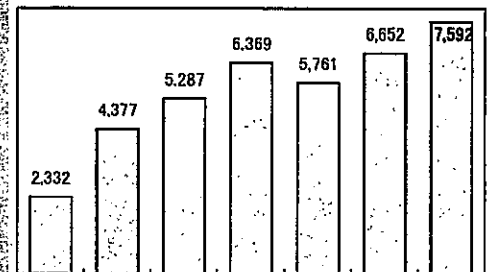
紛争解決援助の対象とすべき事案

紛争調整委員会  
あっせん委員(学識経験者)によるあっせん・あっせん案の提示

都道府県労働局長による助言・指導

労働基準監督署、公共職業安定所、雇用均等室  
法違反に対する指導・監督等

助言・指導申出受付件数の推移



14年度 15年度 16年度 17年度 18年度 19年度 20年度

助言・指導申出内容の内訳(平成20年度)

- |            |       |
|------------|-------|
| ① 解雇       | 25.1% |
| ② いじめ・嫌がらせ | 12.7% |
| ③ 労働条件の引下げ | 10.5% |
| ④ 退職勧奨     | 7.6%  |
| ⑤ 雇止め      | 5.5%  |
| ⑥ 出向・配置転換  | 4.8%  |
| ⑦ 雇用管理等    | 1.7%  |
| ⑧ 採用内定取消   | 1.4%  |
| ⑨ 募集・採用    | 1.3%  |